

平成28年(2016年)11月30日
総務委員会資料
経営室人事担当

平成28年度人事行政の運営等の状況の公表について

1 目的

中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などを区民に公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としている。

2 公表時期

平成28年12月12日

3 公表方法

- (1) 12月20日号区報で要旨を掲載
- (2) 中野区ホームページに全文を掲載
- (3) 区政資料センター、区民活動センター及び図書館に冊子を配布

人事行政の運営等の状況の公表

中野区

平成28年12月

趣 旨

地方公務員法第 58 条の 2 の規定（平成 16 年 8 月 1 日同法の改正法が施行）に基づき、中野区では平成 17 年 6 月に「中野区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

「人事行政の運営等の状況の公表」は、この条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などを区民の皆さんに公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としています。

目 次

《中野区人事行政の運営等の状況》

I 任免及び職員数に関する状況	1
II 人事評価の状況	12
III 給与の状況	14
IV 勤務時間その他の勤務条件の状況	25
V 分限処分及び懲戒処分の状況	30
VI 服務の状況	31
VII 退職管理の状況	33
VIII 研修及び勤務成績の評定の状況	34
IX 福祉及び利益の保護の状況	36

《特別区人事委員会の業務状況の報告》

1 職員の競争試験及び選考の状況	41
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	47
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	52
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	52

《中野区人事行政の運営等の状況》

I 任免及び職員数に関する状況

1 組織(分野等)ごとの職員数

平成 28 年 4 月 1 日現在(単位:人)

部 局 室 名		人 数	分 野 ま た は 施 設
庁 舎 内	政 策 室	40(2)	企画15(1) 予算9 広報8(1) 業務マネジメント改革8
	経 営 室	117(13)	経営22 人事25 施設45(10) 行政監理12 経理13(3)
	都市政策推進室	67(1)	産業振興13 都市観光・地域活性化10 中野駅周辺まちづくり22 西武新宿線沿線まちづくり22(1)
	地域支えあい推進室	38(2)	地域活動推進20(1) 地域包括ケア推進11(1) 北部すこやか福祉センター地域ケア7
	区民サービス管理部	284(13)	区民サービス11(3) 情報システム28 戸籍住民75(2) 税務66(4) 保険医療71(1) 介護保険33(3)
	子 ども 教 育 部	155(9)	子ども教育経営23 学校教育37(1) 子育て支援38(4) 保育園・幼稚園41 子ども教育施設16(4)
	健 康 福 祉 部	186(12)	福祉推進33(1) 健康・スポーツ23(1) 障害福祉40(4) 生活援護90(6)
	環 境 部	14(1)	地球温暖化対策14(1)
	都 市 基 盤 部	181(12)	都市計画31(1) 地域まちづくり20 道路・公園管理38(7) 都市基盤整備33(1) 建築25(3) 防災・都市安全34
	会 計 室	15(1)	
	選挙管理委員会事務局	8	
	監 査 事 務 局	6	
	区議会事務局	18	
	計	1,129(66)	
庁 舎 外	地域支えあい推進室関係	167(35)	すこやか福祉センター(4ヵ所)97(12) 区民活動センター(15ヵ所)15(14) 児童館等(17ヵ所)55(9)
	区民サービス管理部関係	20(5)	地域事務所(5ヵ所)20(5)
	子ども教育部関係	445(51)	小学校(25ヵ所)46(24) 中学校(11ヵ所)11 幼稚園(2ヵ所)12 保育園(16ヵ所)362(27) U18プラザ等(3ヵ所)14
	健康福祉部関係	28(2)	保健所(保健予防)28(2)
	環境部関係	181(10)	ごみゼロ推進13(2) 清掃事務所・車庫140(6) 保健所(生活環境)28(2)
	派 遣 等	26	特別区人事・厚生事務組合3 東京二十三区清掃一部事務組合9 東京都後期高齢者医療広域連合2 他区清掃事務所1 東日本大震災復興広域協働業務11
	計	867(103)	
合 計		1,996(169)	

※ ()内は、再任用短時間勤務職員数(外数)

2 職層ごとの職員数

平成28年4月1日現在(単位:人)

参事 (部長・参事)	副参事 (課長級)	係長・主査	主任主事	一 般	その他 (幼稚園教諭)	合 計
16	70	484	986	430	10	1,996

3 職種(職務)ごとの職員数

(1) 常勤職員(再任用フルタイム職員含む)

平成28年4月1日現在(単位:人)

事 務	社会教育	福 祉	保 育 士	児童指導	土 木	造 園	建 築	機 械
1,017	1	94	307	62	65	13	63	9
電 気	保健衛生監視	食品衛生監視	学 芸 員	医 師	診療放射線	歯科衛生士	理学療法士	作業療法士
11	8	9	1	3	1	4	1	1
検 査 技 術	栄 養 士	保 健 師	看 護 師	介護指導	警 備	作 業 I	調 理	用 務
6	12	44	13	2	10	8	55	31
自動車運転Ⅱ	作 業 Ⅲ	幼稚園教諭	指導主事					合 計
26	106	10	3					1,996

(2) 再任用短時間勤務職員

平成28年4月1日現在(単位:人)

事 務	福 祉	保 育 士	児童指導	土 木	造 園	建 築	機 械	保健衛生監視
65	14	18	6	3	2	1	3	1
食品衛生監視	診療放射線	検 査 技 術	保 健 師	看 護 師	介護指導	警 備	作 業 I	調 理
1	1	1	1	2	2	6	5	14
用 務	自動車運転Ⅱ	作 業 Ⅲ						合 計
18	1	4						169

4 採用者数及び退職者数

(1) 平成 28 年度職員採用者数(平成 28 年 4 月 1 日付)

(単位:人)

	事 務	土 木	建 築	機 械	電 気	衛生監視	福 祉	保 健 師	保 育 士	小 計	幼稚園教諭	合 計
I 類	44	8	8	1	2	2	5	4		74	1	89
II 類									8	8		
III 類	4									4		
経験者	2									2		
計	50	8	8	1	2	2	5	4	8	88	1	

(2) 平成 27 年度職員退職者数

(単位:人)

種 類	事 務	社会教育	福 祉	保 育 士	児童指導	土 木	建 築	機 械	理学療法士	検査技術
定年等	20	1	4	14	8	1	1		1	1
勸 奨	10		1	5	1	1				
自己都合等	13			1		1		1		
計	43	1	5	20	9	3	1	1	1	1
種 類	保 健 師	調 理	用 務	幼稚園教諭	合 計					
定年等		3	3		57					
勸 奨	1		1		20					
自己都合等	1			1	18					
計	2	3	4	1	95					

(3) 任期付職員採用者数及び退職者数(任期満了を含む)

(単位:人)

採 用 形 態	職種又は業務内容	採 用 者 数 (平成27年4月2日～ 平成28年4月1日)	退 職 者 数 (平成27年4月1日～ 平成28年3月31日)	在 職 者 数 (平成28年4月1日 現在)
任期付短時間勤務職員 (技能系)	保 育 業 務 (保育園業務)	0	12	173
	介 助 業 務 (小中学校の障害児介助業務)	8	16	82
	介 助 業 務 (学童クラブの障害児介助業務)	0	9	0
	計	8	37	255
育児休業代替任期付職員	事 務	10	7	9
	福 祉	0	4	0
	保 健 師	1	0	1
	衛 生 監 視	0	0	0
	計	11	11	10
一 般 任 期 付 職 員 (管理職)	ま ち づ くり	0	1	1
	危 機 管 理	0	0	1
	公 園 ・ 道 路	0	0	0
	計	0	1	2

※ 任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進することを目的として、任用・勤務形態の多様化を図るために導入された新たな勤務形態の職員です。

任期については 3 年を超えない範囲とし、一週間あたりの勤務時間は 31 時間以内としています。

※ 育児休業代替任期付職員とは、育児休業を取得する職員の代替職員として、育児休業請求期間を

限度に、任期を定めて採用する職員です。

※ 一般任期付職員とは、公務部内では得られにくい専門的な知識経験を有する人を、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

5 昇任の選考の実施の状況

(1) 資格基準及び選考方法(平成 27 年度)

	資格基準(主なもの)	選考機関	選考方法
主任主事	【短期】 2級職4年以上、50歳未満 【長期A】 2級職12年以上、37歳以上56歳未満 【長期B】 2級職5年以上、52歳以上	区	【短期】 自己申告 勤務評定 筆記(択一式) 【長期A・B】 自己申告(レポート形式)、勤務評定
係長職	【一般】 主任主事職5年以上、50歳未満 【長期】 2級職15年以上うち主任主事7年以上、50歳以上58歳未満	区	【一般】 自己申告、筆記(課題式論文) 勤務評定、面接 【長期】 自己申告(レポート形式)、勤務評定
総括係長職	係長職7年以上、42歳以上58歳未満	区	自己申告(レポート形式)、勤務評定
管理職	【Ⅰ類】 主任主事以上の在職期間6年以上、55歳未満 【Ⅱ類】 総括係長職1年以上、47歳以上56歳未満	特別区 人事委員会	【Ⅰ類】 筆記考査(択一・記述・論文)、勤務評定、口頭試問、適性評定(技術系のみ) 【Ⅱ類】 筆記考査(論文)、勤務評定、口頭試問
技能主任職	1級職16年以上、年齢58歳未満	区	自己申告、筆記(課題式作文)、勤務評定、面接
技能長	技能主任職4年以上、年齢58歳未満	区	自己申告、筆記(課題式論文)、勤務評定、面接

(2) 昇任選考実施状況(平成 27 年度)

(単位:人)

	主任主事	係長職	総括係長職	管理職	技能主任職	技能長
資格者	150	593	110	867	64	113
受験者	92	32	36	22	8	5
合格者	38	18	13	3	5	0

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

区 分		職員数 ()内は対前年増減数		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般行政部門	議 会	18 (0)	18 (0)	18 (0)
	総 務	380 (△1)	394 (14)	419 (25)
	税 務	69 (△7)	67 (△2)	66 (△1)
	民 生	739 (△40)	708 (△31)	695 (△13)
	衛 生	302 (△3)	299 (△3)	299 (0)
	労 働	2 (0)	3 (1)	3 (0)
	農林水産	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	商 工	20 (△1)	20 (0)	20 (0)
	土 木	204 (△1)	219 (15)	229 (10)
	小 計	1,734 (△53) 《156(16)》	1,728 (△6) 《151(△5)》	1,749 (21) 《139(△12)》
特別部門行政	教 育	153 (△7)	145 (△8)	140 (△5)
	警 察	— (—)	— (—)	— (—)
	小 計	153 (△7) 《35(△2)》	145 (△8) 《26(△9)》	140 (△5) 《26(0)》
普 通 会 計 計		1,887 (△60) 《191(14)》	1,873 (△14) 《177(△14)》	1,889 (16) 《165(△12)》
公営企業等 会計部門	病 院	— (—)	— (—)	— (—)
	水 道	— (—)	— (—)	— (—)
	下 水 道	— (—)	— (—)	— (—)
	そ の 他	106 (△5)	106 (0)	102 (△4)
	小 計	106 (△5) 《7(2)》	106 (0) 《4(△3)》	102 (△4) 《4(0)》
合 計		1,993 (△65) 《198(16)》	1,979 (△14) 《181(△17)》	1,991 (12) 《169(△12)》

〈参考〉 平成 28 年度の人口 1 万人当たり職員数

- 一般行政部門 54.36 人
- 普 通 会 計 58.71 人
- 合 計 61.88 人

※ 計欄の《 》内は、再任用短時間勤務職員であり、上表中の職員数には含まれていません。

※ 職員数は、一般職に属する職員数です。平成 28 年度の合計値(1,991 人)は、1 頁の「1 組織(分野等)ごとの職員数」の数値と異なっていますが、これは他の自治体との比較ができるように、一定の調整をしたためです。

1 頁の職員数「1,996 人」との違いは次のとおりです。

減となる職員：特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、他区清掃事務所へ派遣されている職員(計 15 人)

増となる職員：育児休業代替任期付職員(10 人)

※ 前表の区分と 1 頁の「1 組織(分野等)ごとの職員数」の部局名との対応関係は、概ね次のとおりです。

総 務：政策室、経営室(施設分野の一部を除く)、会計室、地域支えあい推進室の一部(地域

活動推進分野と地域包括ケア推進分野及びすこやか福祉センターの一部)、区民サービス管理部の一部(区民サービス、情報システム、戸籍住民の各分野)、子ども教育部の一部(子ども教育経営及び子育て支援分野の一部)、都市基盤部の一部(防災・都市安全分野)、選挙管理委員会事務局、監査事務局

民 生：地域支えあい推進室の一部(地域包括ケア推進分野及びすこやか福祉センターの一部、児童館)、区民サービス管理部の一部(保険医療分野の一部)、子ども教育部の一部(子育て支援及び子ども教育施設分野の一部、保育園・幼稚園分野)、健康福祉部の一部(福祉推進及び健康・スポーツ分野の一部、障害福祉、生活援護の各分野)

衛 生：地域支えあい推進室の上記以外の部分、子ども教育部の一部(子育て支援分野の一部)、健康福祉部の一部(保健予防分野の一部)、環境部

商 工：都市政策推進室の産業振興分野の一部と都市観光・地域活性化分野

(単位:人)

区 分		平成 28 年度の職員数の増減状況			
		増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 の 理 由
一般行政部門	議 会	0	0	0	
	総 務	33	△ 8	25	地域包括ケアシステム事業等の充実、マイナンバー関係業務への対応増、国勢調査業務終了減、基本構想等策定終了減
	税 務	0	△ 1	△ 1	次期システム導入に伴う調査研究等縮小
	民 生	15	△ 28	△ 13	子育て支援等に伴う業務量増、子ども施設の修繕等調整事務対応増、キッズ・プラザ運営委託、再任用短時間職員の活用
	衛 生	3	△ 3	0	予防接種・結核予防の業務量増、再任用短時間職員の活用
	労 働	0	0	0	
	農林水産	0	0	0	
	商 工	0	0	0	
	土 木	10	0	10	新築・大規模改修等の業務量増、空家・住宅政策に関する業務充実、まちづくり体制強化
	小 計	61	△ 40	21	
特別行政部門	教 育	3	△ 8	△ 5	学校再編に伴う業務量増、学校用務業務委託
	警 察	-	-	-	
	小 計	3	△ 8	△ 5	
普 通 会 計 計		64	△ 48	16	
公営企業等会計部門	病 院	-	-	-	
	水 道	-	-	-	
	下 水 道	-	-	-	
	そ の 他	0	△ 4	△ 4	仕訳科目変更減等
	小 計	0	△ 4	△ 4	
合 計		64	△ 52	12	

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 28 年 4 月 1 日と 5 年前の比較）

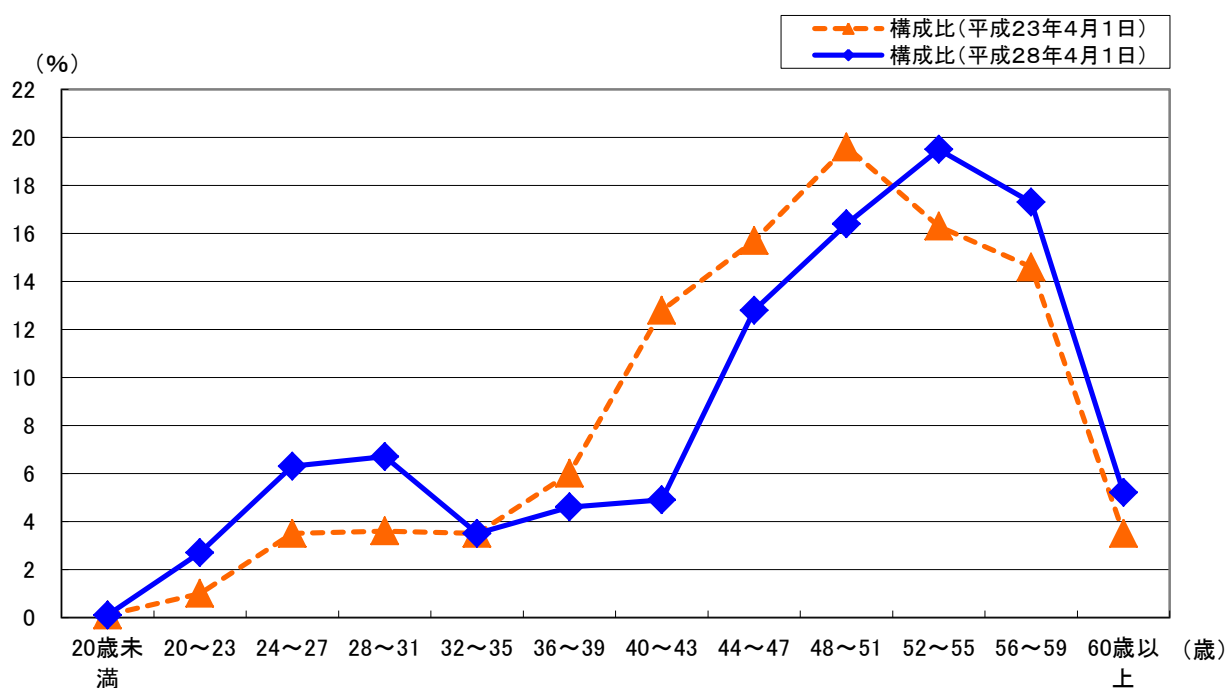
（単位：人、％）

区 分	平成 28 年 4 月 1 日		平成 23 年 4 月 1 日	
	職員数	構成比	職員数	構成比
20 歳未満	2	0.1	1	0.1
20～23 歳	54	2.7	22	1.0
24～27 歳	126	6.3	78	3.5
28～31 歳	133	6.7	79	3.6
32～35 歳	70	3.5	77	3.5
36～39 歳	92	4.6	133	6.0
40～43 歳	98	4.9	283	12.8
44～47 歳	256	12.8	348	15.7
48～51 歳	327	16.4	434	19.6
52～55 歳	389	19.5	361	16.3
56～59 歳	346	17.3	325	14.6
60 歳以上	103	5.2	78	3.5
合 計	1,996	100.0	2,219	100.0

※ 年齢は年度末における年齢です。

※ 小数点以下は表示単位未満で四捨五入し端数整理しているため、合計値と一致しない場合があります。

年齢別構成比の推移



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	過去5年間の増減 数(率)
一般行政	1,903	1,867	1,787	1,734	1,728	1,749	△154(△8.1%)
教育	196	184	160	153	145	140	△56(△28.6%)
消防							
普通会計計	2,099	2,051	1,947	1,887	1,873	1,889	△210(△10.0%)
公営企業等会計計	116	115	111	106	106	102	△14(△12.1%)
総合計	2,215	2,166	2,058	1,993	1,979	1,991	△224(△10.1%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 級及び職制上の段階ごとの職員数（平成28年4月1日現在）

(1) 行政職給料表(一)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	113	6.4	主事	114	114	6.5	係員Ⅰ
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	235	13.3	主事	235	235	13.3	係員Ⅱ
3級	主任主事の職務	796	45.1	主任主事	796	910	51.6	主任主事
4級	係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務	432	24.5	主任主事	114			
				係長	304			
				保育園長	14			
5級	総括係長の職務	109	6.2	総括係長	109	111	6.3	総括係長
				保育園長	2			
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	46	2.6	副参事	46	46	2.6	課長
7級	統括課長の職務	18	1.0	統括副参事	18	18	1.0	統括課長
8級	部長、担当部長又は参事の職務	15	0.9	参事	15	15	0.9	部長
	合計	1,764	100.0					

(2) 行政職給料表(二)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	299	55.2	技能1級職	299	345	63.7	係員
2級	技能主任の職務又は高度の 技能若しくは経験を必要とする 業務を行う係員の職務	216	39.9	技能1級職	46			
				技能主任	170			
3級	技能長の職務、困難な業務 を処理する技能主任の職務 又は特に高度の技能若しくは 経験を必要とする業務を行う 係員の職務	25	4.6	技能主任	13	13	2.4	技能長
				技能長	12			
4級	統括技能長の職務又は困難 な業務を処理する技能長の 職務	2	0.4	技能長	1	1	0.2	統括技能長
				統括技能長	1			
	合計	542	100.0					

(3) 医療職給料表(一)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係長、担当係長又は主査の職務	0	0.0	係長	0	0	0.0	係長 総括係長
2級	課長、担当課長又は副参事の職務	2	66.7	専門副参事	2	2	66.7	課長 統括課長
3級	部長、担当部長又は参事の職務	1	33.3	専門参事	1	1	33.3	部長
合計		3	100.0					

(4) 医療職給料表(二)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0	主事	0	0	0.0	係員Ⅰ
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	3	11.1	主事	3	4	14.8	係員Ⅱ
3級	主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務	8	29.6	主事	1			9
				主任主事	7			
4級	係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務	15	55.6	主任主事	2	13	48.1	
				係長	13			
5級	総括係長の職務	0	0.0	総括係長	0	0	0.0	総括係長
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	3.7	副参事	1	1	3.7	課長
7級	統括課長の職務	0	0.0	統括副参事	0	0	0.0	統括課長
	合計	27	100.0					

(5) 医療職給料表(三)

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	5	8.2	主事	5	5	8.2	係員Ⅰ
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	14	23.0	主事	14	14	23.0	係員Ⅱ
3級	主任主事の職務	20	32.8	主任主事	20	20	32.8	主任主事
4級	係長、担当係長又は主査の職務	18	29.5	係長	18	18	29.5	係長
5級	総括係長の職務	3	4.9	総括係長	3	3	4.9	総括係長
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	副参事	0	0	0.0	課長
7級	統括課長の職務	1	1.6	統括副参事	1	1	1.6	統括課長
合計		61	100.0					

(6) 幼稚園教育職員給料表

職務 の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	教諭の職務	5	41.7	係長	5	5	41.7	教諭
2級	主任教諭の職務	3	25.0	専門副参事	3	3	25.0	主任教諭
3級	副園長の職務	2	16.7	専門参事	2	2	16.7	副園長
4級	園長の職務	2	16.7	専門参事	2	2	16.7	園長
合計		12	100.0					

※ 小数点以下は表示単位未満で四捨五入し端数整理しているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 表(1)～(6)の合計人数「2,409人」と1頁の職員数「1,996人」との違いは次のとおりです。

減となる職員:特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者

医療広域連合、他区清掃事務所へ派遣されている職員、東京都の給料表が適用されている職員
(計22人)

増となる職員:再任用短時間職員、任期付短時間職員、育休代替任期付職員、任期付代替教諭(計435人)

Ⅱ 人事評価の状況

1 人事評価の実施の状況

改正前地方公務員法第 40 条に基づき勤務評定を実施しました。(内容の詳細については、「中野区職員の人事考課に関する規程」を参照)

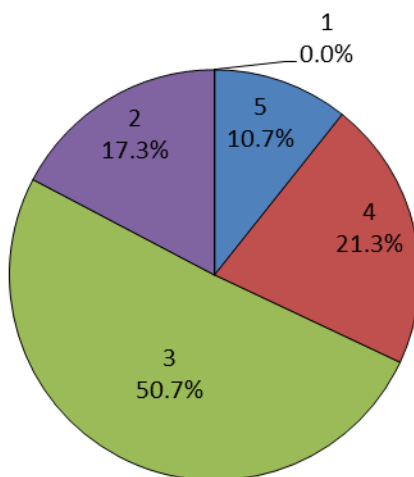
なお、業績評定へ反映させるため、管理職については平成 15 年度からチャレンジシートを、一般職員については平成 16 年度から目標管理シートを導入しています。

(1)勤務評定

① 管理職の評定

職務目標の達成、職員の指導育成の2つの評定項目により5段階相対評価(評語は「5」～「1」の5段階とし、評語の設定は「5」が一番高く、以下順に低くなる。)を行いました。

平成27年度管理職勤務評定



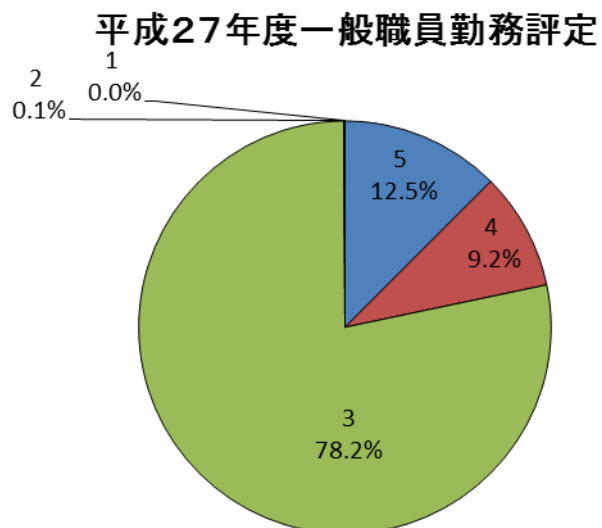
※上記の評定結果は、勤勉手当の 5 段階の支給率に反映させています。
(P.20「勤勉手当への勤務実績の反映状況」参照)

過去 3 年間の管理職の勤務評定

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
勤務 評定	5	8 人 (10.5%)	8 人 (10.4%)	8 人 (10.7%)
	4	15 人 (19.7%)	15 人 (19.5%)	16 人 (21.3%)
	3	30 人 (39.5%)	31 人 (40.3%)	38 人 (50.7%)
	2	23 人 (30.3%)	23 人 (29.9%)	13 人 (17.3%)
	1	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
合計		76 人 (100%)	77 人 (100%)	75 人 (100%)

② 一般職員の評価

能力・態度、業績の2つの評価項目により5段階相対評価(評語は「5」～「1」の5段階とし、評語の設定は「5」が一番高く、以下順に低くなる。)を行いました。



※上記の評価結果は、5段階の昇給区分及び勤勉手当の成績率に反映させています。

(P.19「昇給への勤務成績の反映状況」、P.20「勤勉手当への勤務実績の反映状況」参照)

過去3年間の一般職員の勤務評価

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
勤務 評価	5	258 人 (12.4%)	254 人 (12.5%)	252 人 (12.5%)
	4	187 人 (8.9%)	184 人 (9.0%)	187 人 (9.2%)
	3	1,647 人 (78.7%)	1,601 人 (78.5%)	1,581 人 (78.2%)
	2	1 人 (0.0%)	1 人 (0.0%)	2 人 (0.1%)
	1	1 人 (0.0%)	1 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
合計		2,094 人 (100%)	2,041 人 (100%)	2,022 人 (100%)

※小数点以下は表示単位未満で四捨五入し端数整理しているため、合計値と一致しない場合があります。

Ⅲ 給与の状況

中野区では、毎年、区職員の給与などの実態を区民のみなさまにお知らせし、区政についてのご理解をいただくために、そのあらましを公表してきました。平成 17 年度からは、さらに、区政運営の透明性を高め一層のご理解をいただくために、「人事行政の運営等の状況の公表」の中でお知らせしています。

なお、項目の中には、現時点で決定していない事項や、国等において公表されていないため、記載することができない事項があります。これらの項目（ 部分）は空欄としていますが、決定又は公表された後、記載する予定です。

《給与決定のしくみ》

地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。中野区の一般職員の給与についても、23区が共同で設置している特別区人事委員会が、都内民間企業の給与実態を調査したうえで、職員の給与の勧告を行っています。この勧告に基づき、区議会の審議を経て条例により決定されます。

1 総 括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳 人口(平成 28 年 4 月 1 日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 26 年度 の人件費率
平成 27 年度	人 323,688	千円 130,118,641	千円 2,818,327	千円 19,983,539	% 15.4	% 16.1

※住民基本台帳人口には外国籍区民を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

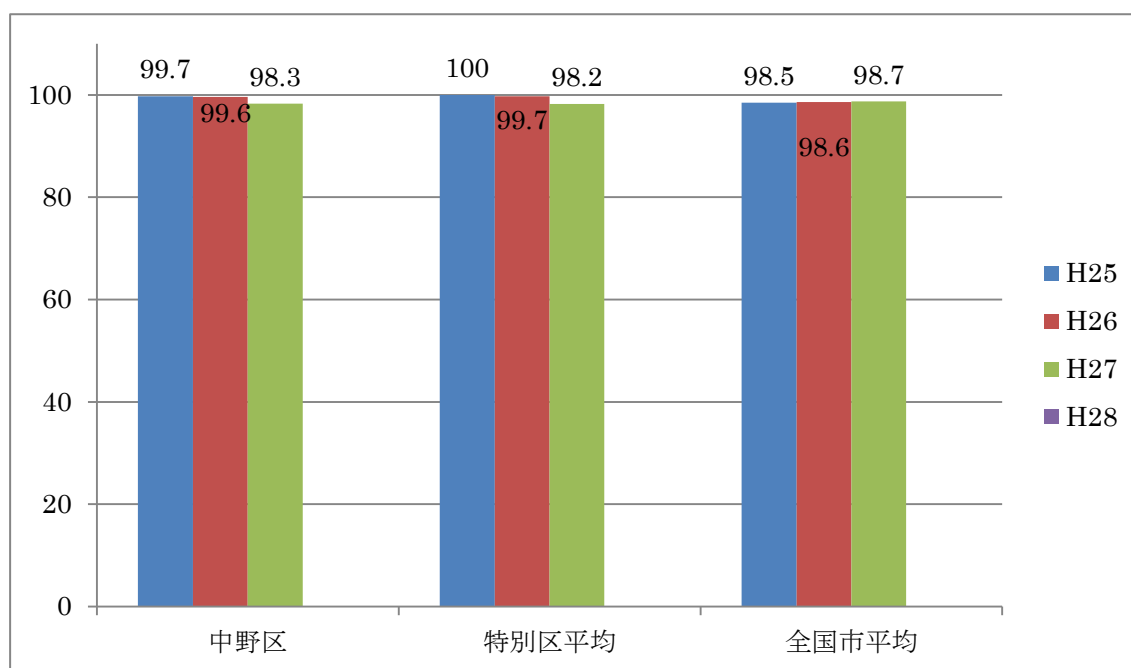
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)特別区 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成 27 年度	人 1,873 (181) <254>	千円 7,885,425	千円 2,802,586	千円 3,538,716	千円 14,226,727	千円 7,596	千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数であり、()内は再任用短時間勤務職員、< >内は任期付短時間勤務職員の人数で外数です。

※ 給与費は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員分を含んだ数値であり、1 人当たり給与費の数値は、上記Bを再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含まない職員数で除したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
平成 28 年度	円 398,339	円 397,755	円 584	% 0.15	%	% 0.2

※ 「民間給与」、「公務員給与」は、特別区人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給 月 数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
平成 28 年度	月 4.42	月 4.30	月 0.12	月 0.1	月	月 4.30

※ 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 国の見直し内容を踏まえ、地域手当の支給割合2%引き上げ分と同率程度引き下げた。
I 類初任給までの号給等は引下げなし。これらの号給付近等は引下げを緩和した。

② 地域手当の見直し

実施内容

(実施時期) 平成27年4月1日

(支給割合) 20% (国の見直し内容を踏まえ、18%から20%へ引き上げた。)

③ その他の見直し内容

実施内容

(実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 管理職員特別勤務手当、及び単身赴任手当について、国と同様に見直した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中 野 区	43.4 歳	321,404 円	434,786 円	406,025 円
東 京 都	41.6 歳	316,682 円	452,041 円	398,107 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
特別区平均	41.7 歳	312,820 円	418,822 円	390,272 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
中 野 区	51.4 歳	237 人	306,519 円	411,967 円	404,989 円
うち清掃職員	49.1 歳	131 人	307,555 円	435,234 円	431,425 円
うち用務員	54.6 歳	49 人	300,253 円	373,325 円	369,018 円
東 京 都	48.8 歳	1,510 人	292,729 円	395,396 円	364,033 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円
特別区平均	50.4 歳	305 人	304,492 円	403,394 円	379,933 円

区 分	民 間			参考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中 野 区	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	歳	円	
うち用務員	用務員	歳	円	
東 京 都	—	—	—	—
国	—	—	—	—
特別区平均	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民 間(D)	C/D
中 野 区	— 円	— 円	—
うち 清 掃 職 員	6,917,508 円	千円	
うち 用 務 員	6,104,700 円	千円	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成 25～27 年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、勤続年数、給与月額、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。(「対応する民間類似職種」の廃棄物処理従業員及び用務員は全国平均です。)
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職(幼稚園教育職員)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中 野 区	38.2 歳	332,553 円	453,169 円
特別区平均	37.5 歳	320,464 円	414,751 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 28 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間

外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされています。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		中 野 区	東 京 都	国
一般行政職	大学卒業程度	181,200 円	181,200 円	総合職 181,200 円 一般職 176,700 円
	高校卒業程度	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒業程度	136,500 円	142,000 円	142,000 円
教育職	大学卒業程度	194,000 円	196,300 円	—
	短大卒業程度	176,600 円	179,400 円	—

(3) 職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒業程度	259,062 円	387,900 円	372,220 円	402,457 円
	高校卒業程度	217,283 円	323,550 円	346,960 円	357,981 円
技能労務職	高校卒業程度	—	274,400 円	294,894 円	307,438 円
教育職	大学卒業程度	—	—	—	436,700 円

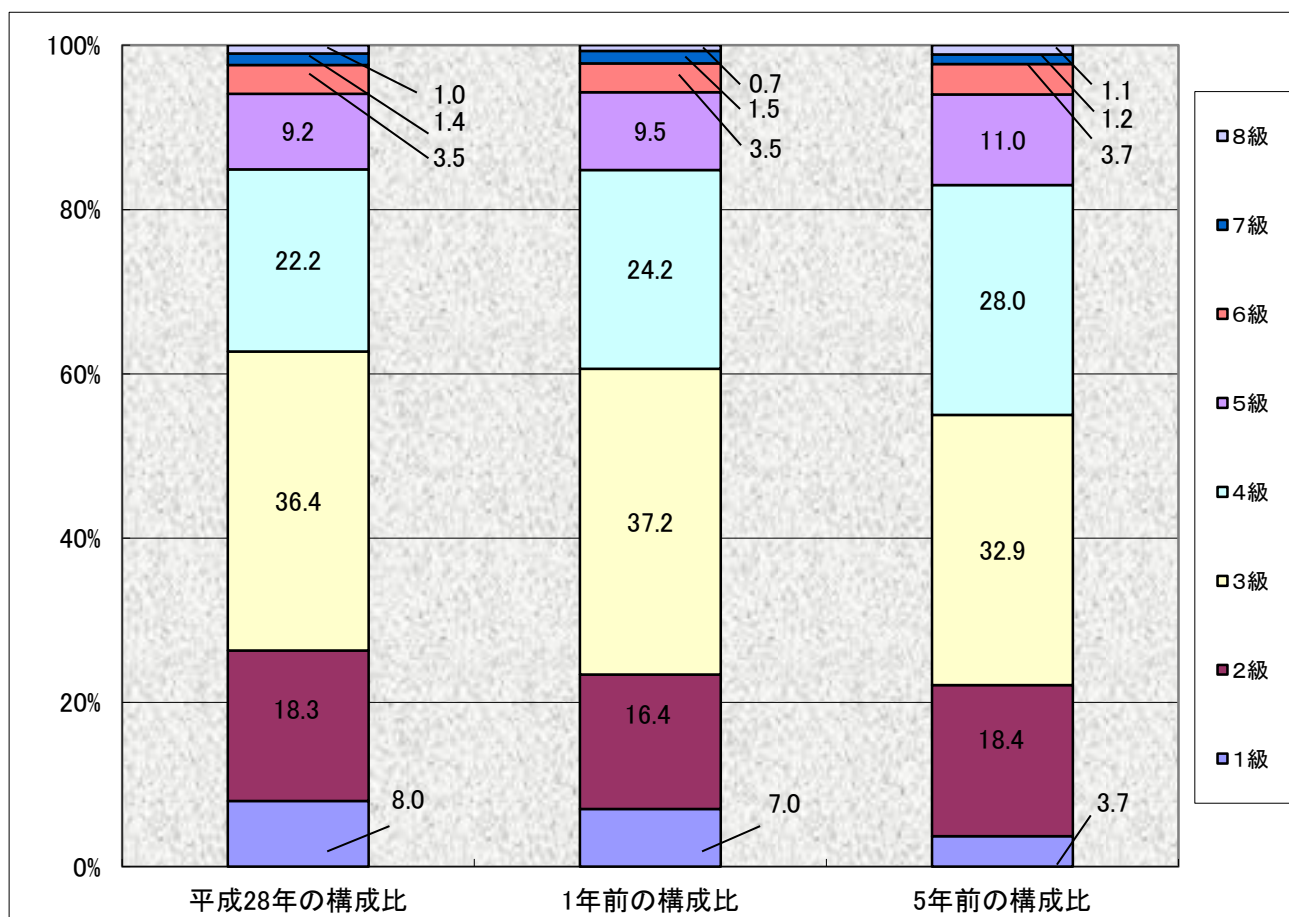
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職 員 数	構 成 比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	一般職員	88 人	8.0%	140,000	300,000
2 級		201 人	18.3%	167,800	333,300
3 級	主任主事	401 人	36.4%	195,700	363,700
4 級	係 長	244 人	22.2%	217,000	406,100
5 級	総括係長	101 人	9.2%	226,600	427,900
6 級	課 長	39 人	3.5%	253,800	441,400
7 級	統括課長	16 人	1.4%	281,900	454,900
8 級	部 長	11 人	1.0%	334,800	512,300

(注) 1 中野区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

前年の勤務成績の評定結果(5段階相対評価)に基づき、昇給区分(A～E)を決定し、毎年4月1日の昇給に反映させています。

5段階のうち昇給区分「C」が標準で4号上位に昇給します。「A」「B」は「C」に比べ、1～2号(管理職は2～4号)上位に昇給します。

昇給区分 職員区分	A	B	C	D	E
	極めて良好	特に良好	良好	やや良好ではない	良好でない
一般職員	6号	5号	4号	3号	昇給なし
管理職	8号	6号	4号	3号	昇給なし

《昇給への勤務成績の反映状況》

	28年度	27年度
在職人員 (A)	1,774 人	1,766 人
勤務成績が「A」及び「B」により昇給した者 (B)	415 人	415 人
割合 (B/A)	23.4 %	23.5 %

※ 在職人員に派遣職員、休職者等は含まれません。育児休業代替任期付職員は在職人員に含まれています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中 野 区		東 京 都		国	
1人当たり平均支給額 (平成 27 年度) 1,823 千円		1人当たり平均支給額 (平成 27 年度) 1,776 千円		—	
(平成 27 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		(平成 27 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		(平成 27 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当	
管理職	2.20 月分 (1.25 月分)	2.10 月分 (1.00 月分)	—		—
一般職員	2.60 月分 (1.45 月分)	1.70 月分 (0.80 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.70 月分 (0.80 月分)	2.60 月分 (1.45 月分) 1.60 月分 (0.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

《 勤勉手当への勤務実績の反映状況 》

勤務成績の評定結果(5段階相対評価)に基づき、成績率を決定し、勤勉手当額に反映させています。(勤勉手当支給額＝勤勉手当基礎額×成績率)

平成 27 年度成績率

	管 理 職		係 長 級		主任主事		一般職員(行政系)	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
最上位	1.2174	1.2320	1.1305	1.1316	1.0986	1.0984	1.0493	1.0501
上 位	1.1001	1.1075	1.0602	1.0608	1.0468	1.0467	1.0246	1.0250
中 位	0.9800	0.9800	0.9900	0.9900	0.9950	0.9950	1.0000	1.0000
下 位	0.9500	0.9500	0.9650	0.9650	0.9700	0.9700	0.9750	0.9750
最下位	0.9000	0.9000	0.9400	0.9400	0.9450	0.9450	0.9500	0.9500

	技能系職員		技能系職員(1級職)	
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期
最上位	1.2022	1.1960	1.3028	1.2938
上 位	1.0986	1.0955	1.1514	1.1469
中 位	0.9950	0.9950	1.0000	1.0000
下 位	0.9700	0.9700	0.9750	0.9750
最下位	0.9450	0.9450	0.9500	0.9500

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

中 野 区			国		
区分	支 給 率		区分	支 給 率	
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続 2 0 年	18.50 月分	25.50 月分	勤続 2 0 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 2 5 年	29.00 月分	34.25 月分	勤続 2 5 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 3 5 年	41.25 月分	49.55 月分	勤続 3 5 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	41.25 月分	49.55 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の 加算措置	早期退職者割増制度 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1 人当たり 平均支給額	3,605 千円	21,329 千円	—	—	—

※ 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成 27 年度決算）			1,736,618 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）			723,892 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	全職員	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支 給 実 績（平成 27 年度決算）		21,908 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）		146,053 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 27 年度）		6.3 %	
手当の種類（手当数）		4 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 （平成 27 年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場 作業手当	建築分野職員	15,900 円	日額 280 円～380 円 1 台 180 円～380 円
有毒物等取扱・ 検査手当	保健所職員	19,200 円	日額 200 円
防疫等業務手当	保健所、すこやか 福祉センター職員	36,480 円	日額 160 円～650 円
清掃業務従事 職員手当	清掃事務所職員	21,836,500 円	日額 700 円

※ 特殊勤務手当全般の見直しを行い、平成 17 年度末をもって 9 種類の手当を廃止しました。廃止した 9 手当は以下のとおりです。

①税務事務等外勤手当 ②へい死動物処理手当 ③福祉事務所現業手当 ④取締役等業務手当 ⑤変則勤務者特殊業務手当 ⑥障害者・児施設等業務手当 ⑦検便手当 ⑧放射線業務手当 ⑨精神保健相談業務手当

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績（平成 26 年度決算）	548,937 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 26 年度決算）	229 千円
支 給 実 績（平成 27 年度決算）	541,395 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）	234 千円

※ 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (平成 27 年度 決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,700 円 (配偶者がいない場合の子のうち 1 人を含む)	異なる	配偶者 13,000 円 配偶者がいない場合の子のうち 1 人 11,000 円 配偶者を除く 6,500 円	143,750 千円	191,157 円
	配偶者を除く 2 人までの扶養親族 6,000 円				
	その他 6,000 円				
住 居 手 当	賃貸住宅居住者 8,300 円～27,000 円	異なる	賃貸住宅居住者 支給限度額 27,000 円	100,462 千円	81,742 円
通 勤 手 当	運賃相当額 最高限度額 55,000 円	同 じ		268,775 千円	139,841 円
	交通用具 2,600 円～13,000 円	異なる	2,000 円～ 31,600 円		
管 理 職 手 当	部長級 127,600 円 課長級 91,100 円	異なる	適用区分及び支給 金額が異なる	100,846 千円	1,145,987 円
単 身 赴 任 手 当	80 km 以上 30,000 円 加算額 6,000 円～ 14,000 円	異なる	60 km 以上 30,000 円 加算額 8,000 円～ 70,000 円	1,928 千円	482,000 円
初任給調整 手 当	適用区分表により 月額 118,000 円 ～268,500 円	異なる	適用区分及び支給 金額が異なる	4,184 千円	1,394,800 円

5 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	区 長	1,245,600 円	(参考) 特別区における最高／最低額
	副 区 長	999,900 円	1,280,000 円 ／ 973,500 円
	教 育 長	876,400 円	1,022,000 円 ／ 827,500 円
	常勤監査委員	804,300 円	926,200 円 ／ 725,500 円
報 酬	議 長	889,600 円	
	副 議 長	753,700 円	
	委 員 長	645,900 円	
	副委員長	616,600 円	
	議 員	587,200 円	
期 末 手 当	区 長	平成 28 年度支給割合 (加算措置の状況)	
	副 区 長	3.43 月分 ・ 加算率 45%	
	教 育 長	3.33 月分 ・ 加算率 45%	
	常勤監査委員		
退 職 手 当	議 長	平成 28 年度支給割合 (加算措置の状況)	
	副 議 長	3.50 月分 ・ 加算率 45%	
	委 員 長		
	副委員長		
	議 員		
		(算 定 方 式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	区 長	1,245,600 円 × 在職年数 × 3.09	1,539 万円 任期毎
	副 区 長	999,900 円 × 在職年数 × 2.65	1,059 万円 任期毎
	教 育 長	876,400 円 × 在職年数 × 1.77	465 万円 任期毎
	常勤監査委員	804,300 円 × 在職年数 × 1.77	569 万円 任期毎

※ 区長、副区長、教育長及び常勤監査委員の給料については、地域手当相当分を組み込んで給料月額を定めています。

※ 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝48 か月)勤めた場合における退職手当の見込額で、千円以下を切り捨てて 1 万円単位で記載しています。但し、教育長については、1 期を 3 年(36 か月)とした見込額です。

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間、週休日及び休日に関する制度の概要

(1) 正規の勤務時間

勤務時間とは、職員が任命権者の指揮監督のもとに職務に専念することを義務づけられている時間をいいます。職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について38時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、一週間について31時間）となっています。

平成21年4月1日より、週40時間から週38時間45分へ勤務時間を変更しました。

(2) 休憩時間

休憩時間とは、職員が勤務時間の途中において勤務から開放されて自己の時間として利用できる時間をいいます。勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して一昼夜（16時間）にわたる場合は1時間30分となっています。

なお、勤務時間の変更に伴い、休息時間（4時間につき15分付与）は廃止しました。

(3) 週休日

- 労働基準法第35条では毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないこととなっています。
- 中野区においては、日曜及び土曜日を週休日と規定しています。ただし、短時間勤務職員については、これらの週休日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができることとしています。
- 職務の性質により日曜日及び土曜日が週休日として定められない場合は、4週間毎の期間を定めて、当該期間内に8日（短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を定めることができることとしています。

(4) 休日

正規の勤務時間を割り振られている日であっても、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない日をいいます。休日の種類は次の3つとなっています。

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 12月29日から翌年の1月3日までの日（①に掲げる日を除く）
- ③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

2 休暇に関する制度

平成 28 年 4 月 1 日現在

休 暇 名	内 容					
年 次 有 給 休 暇 (付与日数)	○勤続 2 年目以降の職員・・・1 年(暦年)20 日 ○新規採用職員については次のとおり					
	採用された月	付 与 日 数	採用された月	付 与 日 数	採用された月	付与日数
	1月	20日	5月	13日	9月	7日
	2月	18日	6月	12日	10月	5日
	3月	17日	7月	10日	11月	3日
	4月	15日	8月	8日	12月	2日
病 気 休 暇	負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇					
公民権行使等休暇	労働基準法第7条(公民権行使の保障)の規定に基づき、職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇					
妊娠症状対応休暇	妊娠に起因する諸障害のために勤務することが困難な場合における休暇 ○2 回まで、日を単位として合計 10 日以内					
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女子職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇					
妊 婦 通 勤 時 間	通勤時の交通機関の混雑状況が、妊娠中の女子職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑時間帯を避けて通勤するための休暇 ○正規の勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又はいずれか一方に 60 分の範囲内					
早 期 流 産 休 暇	妊娠初期において流産した女子職員が、安静加療を要するため又は母体の健康を保持するための休暇 ○日を単位として、流産した日の翌日から起算して引き続く7日以内					
妊 娠 出 産 休 暇	出産の前後における女子職員の就業を制限することによって、母体保護を図ることを目的とした休暇 ○原則として 16 週間(多胎妊娠の場合は 24 週間)以内の期間					
出 産 支 援 休 暇	男子職員が配偶者の出産に伴う子の養育その他家事あるいは官公庁への届出等を行うための休暇 ○配偶者の出産の前後を通じて 2 日以内					
育 児 参 加 休 暇	男子職員が、配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇 ○原則として出産日の翌日から 8 週間の間に、5 日以内					
育 児 時 間	生後 1 年 3 か月に達しない生児を育てる職員が、勤務時間中に授乳その他種々の世話をするための休暇 ○1 日につき 90 分以内					
子の看護のための休暇	小学校 3 年生が終了するまでの子を養育する職員が、その子の看護をするための休暇 ○1 年(暦年)において 5 日以内。ただし、対象となる者が 2 人以上の場合は、10 日以内。					
生 理 休 暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇					

休 暇 名	内 容
慶 弔 休 暇	結婚又は親族が死亡した場合の休暇 ○結婚する場合 ……7 日以内 ○親族が死亡した場合 ……10 日以内 ○父母の追悼のための特別な行事を行う場合 ……1 日
災 害 休 暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他自然災害により滅失又は損壊し、職員が住居の復旧作業等を行うための休暇 ○日を単位として 7 日以内
夏 季 休 暇	夏季の期間(7 月 1 日から 9 月 30 日まで)において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図るための休暇 ○日を単位として 5 日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うための休暇 ○1 年(暦年)において 5 日以内
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上を図るための休暇 ○満 53 歳に達した者 ……引き続く 3 日の範囲内 ○満 43 歳に達した者 ……引き続く 2 日の範囲内
介 護 休 暇	配偶者又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者を介護するための休暇 ○連続する 6 ヶ月の期間内において必要と認められる期間(介護が必要とする状態が継続している場合には、再承認を受け、当初の介護休暇の初日から 6 ヶ月後以降の 1 年 6 ヶ月の間で再取得ができる。)
組 合 休 暇	職員が職員団体の業務又は活動を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇
短期の介護休暇	配偶者又は二親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護その他の世話を行うための休暇 ○1 年(暦年)において 5 日以内。ただし、対象となる者が 2 人以上の場合は、10 日以内。

3 年次有給休暇等、主な休暇の取得状況(平成 27 年度)

休 暇 名	取 得 状 況
年 次 有 給 休 暇	平成 27 年中の職員一人あたりの休暇取得日数 13.6 日
病 気 休 暇	取得人数 152 人
妊 娠 出 産 休 暇	取得人数 19 人
出 産 支 援 休 暇	取得人数 18 人
生 理 休 暇	取得人数 32 人
慶 弔 休 暇	取得人数 248 人 1 人当たりの平均日数 3.5 日
災 害 休 暇	取得件数 0 件
夏 季 休 暇	取得人数 1,911 人 (全体の 99%) 平均取得日数 4.9 日
ボランティア休暇	取得人数 1 人 (平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日)
リフレッシュ休暇	取得人数 131 人 (対象者の 90.3%)
介 護 休 暇	取得人数 4 人
組 合 休 暇	取得人数 3 人 取得件数 13 件 (平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日)
短期の介護休暇	取得人数 89 人 (平成 27 年 1 月 1 日～12 月 31 日)

4 育児休業及び部分休業の取得状況(平成 27 年度)

(1) 育児休業

生後3歳に達しない子を育てる職員が、育児のための休業をすることにより、仕事と育児の両立を可能にすることを目的とした制度で、子が3歳に達する日までの間で取得できます。

(2) 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの生児を育てる職員が、勤務しながら子を養育するための制度です。

取得できる期間は、子が小学校就学の始期に達するまでの間で、1日の正規の勤務時間の始め又は終わりに2時間以内で取得できます。

(3) 平成 27 年度の育児休業・部分休業の取得人数

育児休業取得人数	部分休業取得人数
30 人	26 人
うち男性 1 人	うち男性 0 人

5 配偶者同行休業の取得状況(平成 27 年度)

(1) 配偶者同行休業

職員の継続的な勤務を促進するために、外国で勤務等をする事となった配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）と生活を共にすることを希望する職員に対し、3 年を超えない範囲の期間において、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことが認められます。

(2) 平成 27 年度の配偶者同行休業の取得人数

配偶者同行休業取得人数
0 人

V 分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分は、勤務実績が良くない場合や心身の故障のため長期の休養を要する場合など、職員が一定の事由によりその職務を十分に果たすことができない場合に公務能率の維持・向上を図るために行う処分であり、免職、降任、休職、降給の4種類があります。

懲戒処分は、法令違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、職員が一定の義務違反を行った場合に、公務の規律と秩序維持を目的として行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

平成27年度に行った処分は次のとおりです。

○分限処分

種類	人数
免職	0人
降任	0人
休職	32人
降給	0人
合計	32人

○懲戒処分

種類	人数
免職	0人
停職	0人
減給	0人
戒告	0人
合計	0人

VI 服務の状況

1 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務の免除は、公務優先の原則を前提として、職務専念の義務を免除することが公務の民主的かつ能率的な運営に支障がない場合にのみ、例外措置として認められるものであり、次の事項について認められます。

- ① 研修を受ける場合
- ② 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 職員団体の運営のため、特に必要な限度内で予め職員団体が任命権者の許可を受けたときにおいて、その会合又はその他の業務に参加する場合
- ④ 職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体もしくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- ⑤ 職員が法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業または事務に従事する場合
- ⑥ 職員が特別区又は特別区の機関以外のものの主催する講演会等において、特別区政または学術等に関し講演等を行う場合
- ⑦ 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- ⑧ 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- ⑨ その他特別な事由のある場合

2 営利企業等に従事する場合の許可の状況

職員には職務専念義務が課せられており、勤務時間中は本来の職務に専念すべきことはもちろんですが、勤務時間外においても、職員が営利企業を営むことや報酬を得てなんらかの事務に従事することは、原則として禁止されています。ただし、当該営利企業との間に特別の利害関係又はその発生の恐れがなく、かつ職務の公正円滑な執行に支障がない場合その他法の精神に反しないと認められる場合に限り、兼業・兼職を認めています。

平成 27 年度の許可状況は次のとおりです。

	内 容	人 数
兼 業	調査員	8 人
	手話通訳	1 人
	教育機関その他研修の講師等	14 人
兼 職	中野区外郭団体等評議員等	38 人

3 ハラスメント等に関する相談及び苦情の申出の状況(平成 27 年度)

一人ひとりの職員が個人として尊重され、最大限その能力を発揮して働ける良好な職場環境をつくり、これを維持していくため、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止に取り組んでいます。

ハラスメントに関する相談及び苦情の申出を迅速、公正かつ適正に処理するために、ハラスメント相談員及びハラスメント苦情処理委員会を設置しています。

ハラスメント相談員は、人事分野、職員団体にそれぞれ設置するほか、外部相談機関として「セクハラ・人間関係ホットライン」(電話・WEB 相談)を設置しています。

ハラスメント苦情処理委員会は、経営室長(委員長)、経営室人事分野統括管理者、教育

委員会事務局子ども教育経営分野統括管理者、委員長が指定する女性管理職員(1人)、職員団体が推薦する職員(2人)で構成されています。

【相談件数】

内容	セクハラ	パワハラ・人間関係	合計	(うちセクハラ・人間関係ホットライン)
件数	1件	10件	11件	3件
相談回数	1回	11回	12回	3回

【ハラスメント苦情処理委員会】

苦情処理委員会案件	苦情処理委員会 開催回数
0件	0回

Ⅶ 退職管理の状況

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」による地方公務員法等の改正により、元職員による現職職員への働きかけを禁止する規制等が導入されました。これに伴い、中野区では「中野区職員の退職管理に関する条例」を制定しています。

同条例に基づき、管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた職員であって、離職後 2 年以内に、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた者（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた者について、下記のとおり報告いたします。

○再就職の届出があった者（平成 28 年 4 月 1 日時点）

離職時の職	都市政策推進室長	北部すこやか福祉センター 所長（統括副参事）、北部す こやか福祉センター副参事 （統括副参事）（地域子ども 施設調整担当）	都市基盤部副参事（生 活安全担当、交通対策 担当）
離職日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
再就職日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
再就職先の名称	中野区社会福祉協議会	中野区障害者福祉事業団	中野区障害者福祉事業団
再就職先の業務内容	地域福祉推進等	障害者就労支援、 障害者福祉推進等	障害者就労支援、 障害者福祉推進等
再就職先の地位	中野区社会福祉協議会 事務局長	中野区障害者福祉事業団 事務局長	中野区障害者福祉事業団 事務局次長

VII 研修の状況

1 研修の実施及び受講の状況(平成 27 年度)

公務能率を維持向上させるためには、区政運営に携わる職員個々の資質の向上を絶えず図ることが重要です。

地方公務員法第 39 条第1項では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とし、研修を積極的に行うことを義務付けています。

中野区の目指す職員像を実現するため、平成 27 年度は、以下の研修を実施しました。

研修名		開催日数	受講者
区 研 修	新任研修		
	前期研修	7 日×1 回	82 人
	後期研修	6 日×1 回	82 人
	12 月採用者向け研修	1 日×1 回	3 人
	採用 2 年目研修		
	説明力向上研修	1 日×1 回	27 人
	区政課題	0.5 日×1 回	28 人
	法務基礎	0.5 日×1 回	28 人
	若手ステップアップ研修	0.5 日×2 回	37 人
	採用 4 年目研修	1 日×1 回	45 人
	主任主事昇任時研修		
	メンタルヘルス	0.5 日×3 回	40 人
	フォローアップ	1 日×1 回	38 人
	主任主事 4 年目研修	1 日×1 回	34 人
	係長昇任時研修	0.5 日×1 回	26 人
	管理職候補者研修	0.5 日×4 回	10 人
	管理職研修		
	評価・育成	0.5 日×4 回	61 人
	プラチナ構想スクール	0.5 日×5 回	227 人
	転入管理職・管理職候補者研修	0.5 日×1 日	12 人
	評定補助者研修(評価・育成)	0.5 日×2 回	37 人
	文書研修	1 日×4 回、0.5 日×4 回	186 人
	情報公開・個人情報保護研修	0.5 日×3 回	145 人
	会計研修	0.5 日×5 回	107 人
	契約研修	0.5 日×3 回	69 人
	予算研修	0.5 日×1 回	55 人
	ITリテラシー研修	0.5 日×2 回	18 人
	危機管理研修	0.5 日×1 回	46 人
	不当要求管理責任者講習	0.5 日×1 回	35 人
	e-ラーニング 文書事務、財務会計	(2 か月間で受講)	1,135 人
	その他研修(救急救命講習ほか)	1 日×3 回、0.5×11 回	491 人
	特別研修		
	目標達成志向① 「トータルコミュニケーションワークアウト」	1 日×1 回	5 人

	特別研修 (N‘map スキル研 修)	革新・創造①「ストーリーテリング話術向上研修」	1 日×1 回	22 人
		革新・創造②「NPO 理解研修」	0.5 日×1 回	26 人
		学習志向①「避難所運営で何が大切なのか」	0.5 日×1 回	40 人
		学習志向②「施設マネジメント研修」	0.5 日×1 回	35 人
		問題解決プロセス①「傾聴力向上研修」	1 日×1 回	24 人
		問題解決プロセス②「インバケット研修」	1 日×1 回	14 人
		対人行動①「アサーティブコミュニケーション研修」	1 日×1 回	11 人
		組織力向上①「チームマネジメント研修」	1 日×1 回	23 人
		組織力向上②「伸ばす力向上研修」	0.5 日×2 回	37 人
	特別研修 (キャリア デザイン)	キャリアデザイン研修Ⅰ	1 日×1 回	38 人
		キャリアデザイン研修Ⅱ	0.5 日×1 回	35 人
		キャリアデザイン研修Ⅲ	1 日×1 回	16 人
		キャリアデザイン研修Ⅳ	1 日×2 回	51 人
	その他	おもてなし講演会	0.5 日×1 回	54 人
その他講演会(中野区グローバル戦略推進 フォーラムなど)		0.5 日×5 回	67 人	
合計				3,602 人
特 別 区 研 修	自治体経営研修		0.5 日	6 人
	専門研修		0.5 日～5 日	142 人
	ステップアップ研修		0.5 日～2 日	21 人
	職層研修		0.5 日～3 日	31 人
	サポート研修		0.5 日～2 日	30 人
	その他		0.5 日～6.5 日	27 人
	合計			257 人
第四 ブ ロ ック 研 修	税務研修、講演会等			88 人
大学 等 派遣 研修	大学等派遣研修			1 人
合 計				3,948 人

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 健康診断の実施状況

労働安全衛生法及び地方公務員法等の規定により、必要な事業を実施しています。

健康診断は、職員、再任用職員及び非常勤職員等を対象として実施し、健診内容・受診率・経費は次のとおりです。

健康診断の受診者数と受診率(平成 27 年度)

健 康 診 断 種 別		受診者
定期	一 次	1881人
	二 次	7人
採用時健康診断		83人
特殊健康診断	放射線業務従事者健康診断	3人
	有機溶剤等業務従事者健康診断	0人
がん検診	消化器系(胃)健康診断	685人
	肺がん健康診断	286人
	大腸がん健康診断	827人
	乳がん子宮がん健康診断	917人
VDT従事者健康診断		254人
腰痛健康診断(未実施)		0人
保健所職員健康診断		0人

- ・ 定期健康診断の受診率 79.1%

健康に関する主な事業の支出(平成 27 年度)

区 分	支出額
健康診断	24,877,734 円
メンタルヘルス相談	5,686,848 円
健康管理室管理運營業務委託	7,701,623 円
安全衛生管理	2,918,000 円
合 計	41,184,205 円

人間ドック利用状況(平成 27 年度)

職員の健康保険事業者（東京都職員共済組合）負担による人間ドックの受診者数は下表のとおりです。

内 容	受診者数
日 帰 り	510 人

2 中野区職員寮の維持及び管理の状況

中野区防災要員住宅設置状況(平成 28 年 4 月 1 日現在)

名 称	所有・借 上の別	建 築 年 月	世帯・単身 の別	1 戸 当 り の 規 模	使用料 (円)	入居可 能戸数	入居戸 数
中野区防災 要員 沼袋住宅	所有	平成6年5月	世帯	2LDK 77.3 m ²	81,000	3	2
			世帯	1LDK 51.5 m ²	51,000	2	2
			単身	1K 30.8 m ²	39,000	5	5
中野区防災 要員 宮の台住宅	所有	平成8年7月	世帯	2DK 45.2 m ²	46,000	2	1
			単身	1K 24.2 m ²	30,500	6	6
					計	18	16

3 公務災害補償の実施の状況

公務上の災害(負傷・疾病・障害・死亡など)又は通勤による災害に対し補償します。

公務災害傷病別発生件数

傷病別 年度	骨折	捻挫	挫傷	打撲	切創	熱傷	アキレス 腱断裂	腰痛症	熱中症	脱臼	その他 外傷	合計
平成 27 年度	6 件	5 件	0 件	5 件	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件	2 件	21 件

通勤災害傷病別発生件数

傷病別 年度	骨折	捻挫	挫傷	打撲	その他外傷	合計
平成 27 年度	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	3 件

4 安全衛生管理の状況

(1) 安全衛生管理者等を各職場に設置し、職場ごとに安全衛生管理を推進しています。

安全衛生管理者等の詳細

総括安全衛生管理者(1名)、主任安全衛生管理者(1名)、部安全衛生管理者(各部1名)、産業医(1名以上)、安全管理者(1名以上)、衛生管理者(1名以上)、安全衛生推進者(各部 1～2 名)、衛生推進者(各事業所 1 名)

(2) 安全衛生委員会を設け、職場の安全衛生や健康管理の問題等について、調査審議しています。

安全衛生委員会の構成員

総括安全衛生管理者、主任安全衛生管理者、部安全衛生管理者(5 名を指名)、産業医、職員団体推薦者(6名)

5 職員の被服貸与について

被服貸与は、「職員が安全かつ衛生的に仕事をする」ことを主な目的として、限定的に中野区職員被服貸与規程を運用し、次のように被服貸与を制限しています。

- 作業服については、採用又は異動により必要となった時に貸与する。
(作業服上下、安全靴、防寒上衣など)
- 以下の職につくものは、個人の現状を調査し、規程の中に定められている品目(業務服・業務靴)を貸与する。
 - ・ 道路・公園等での作業従事者(作業服、安全靴、防寒上衣)
 - ・ 保育園の調理・栄養士(調理用白衣・白衣)
 - ・ 保育士、児童指導及びこれに準じる職員(運動服・運動靴)
- 業務実態から特に被服貸与の必要性がある場合については、その実態を聞き取り調査等をしたうえで例外的な貸与を行う。

平成 27 年度

購入内容	金額(円)
1 貸与被服 (329 点)	999,864
2 夏期用貸与被服(緊急) (0 点)	0
3 冬期用貸与被服(緊急) (0 点)	0
4 貸与被服(緊急) (207 点)	632,685
合 計	1,632,549

6 厚生制度、共済制度の状況

共済組合などが実施する事業の経費は、法律などの定めにより、職員の負担と事業主(中野区)の負担によってまかなわれています。

(1) 主な事業内容

東京都職員共済組合 ※公立学校共済組合 (幼稚園教諭加入)も同 内容	医療・健康関係	直営医療機関、人間ドック
	年金関係	退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金等 ※平成 27 年 10 月 1 日より被用者年金の一元化に伴い厚生年金に統一
	融資関係	住宅貸付、一般貸付 ※東京都職員共済組合における新規貸付(住宅一般)は、25 年度で廃止。
特別区職員互助組合	保険事業	団体契約保険、団体取扱保険
	ライフプラン事業	ライフプランセミナー50、退職準備セミナー、介護講座・介護セミナー、経済セミナー、子育て支援セミナー
	相談事業	一般・専門・ライフプラン・結婚・健康相談
	会員制施設事業	宿泊施設、スポーツ施設
	生活支援・リフレッシュ事業	ローンのあっせん、指定店、割引施設・チケット割引・パッケージツアー割引
中野区職員互助会	給付事業	結婚、出生、入学・卒業、傷病、死亡、退職、災害
	助成事業	人間ドック、インフルエンザ予防注射、ボランティア活動、職場復帰訓練
	選択制福利厚生事業	各種の福利厚生メニューを選択・割引利用
	貸し付け	一般、小口、緊急、奨学金
	退職者事業	退職者準備セミナー
	文化・体育事業	文化・体育部助成、ボーリング大会
東京都教職員互助会 (幼稚園教諭加入) ※平成 12 年度以降新規 資格取得者は非該当	病院事業	三楽病院
	教育振興事業	ふれあい感謝状 21
	互助事業	医療互助事業、互助年金事業、積立年金事業
	各種事業	福利厚生事業、生涯学習振興事業、相談事業、健康増進事業、追悼事業、広報誌「ふれあい」の発行

(2) 各組合費の掛金率と負担金率

(平成 28 年 3 月末現在)

		算出方法	掛金率 (本人負担)	負担金率 (事業主負担)
東京都職員共済組合	長 期 (共済年金にかかる費用)	標準報酬月額(上限 620,000 円)×率	86.39/1000	126.59/1000
		標準期末手当等(上限 1,500,000 円)×率		
	退 職 等 年 金 (民間の企業年金に相当する部分)	標準報酬月額(上限 620,000 円)×率	7.5/1000	7.5/1000
		標準期末手当等(上限 1,500,000 円)×率		
	経 過 的 長 期 (公務等の障害共済年金に相当する部分)	標準報酬月額(上限 620,000 円)×率	—	0.263/1000
		標準期末手当等(上限 1,500,000 円)×率		
	短 期 (健康保険等に関する経費)	標準報酬月額(上限 1,210,000 円)×率	40.05/1000	40.31/1000
		標準期末手当等(上限年 5,400,000 円)×率		
	福 祉 (福祉事業に関する経費)	標準報酬月額(上限 1,210,000 円)×率	1.76/1000	1.76/1000
		標準期末手当等(上限年 5,400,000 円)×率		
	介 護 (介護納付金の納付に要する経費)	標準報酬月額(上限 1,210,000 円)×率	5.9/1000	5.9/1000
		標準期末手当等(上限年 5,400,000 円)×率		
追 加 (恩給法等適用者の不足補填経費)	(標準報酬月額(上限 620,000 円)×12 月)×率	—	34.2/1000	
合 計	標準報酬月額×率	141.6/1000	216.523/1000	
	標準期末手当等×率			
公立学校共済組合 (幼稚園教諭加入)	長 期 (共済年金にかかる費用)	給料(上限 620,000 円)×率	86.39/1000	126.59/1000
		期末勤勉等(上限 1,500,000 円)×率		
	退 職 等 年 金 (民間の企業年金に相当する部分)	標準報酬月額(上限 620,000 円)×率	7.5/1000	7.5/1000
		標準期末手当等(上限 1,500,000 円)×率		
	経 過 的 長 期 (公務等の障害共済年金に相当する部分)	標準報酬月額(上限 620,000 円)×率	—	0.263/1000
	短 期 (健康保険等に関する経費)	給料(上限 1,210,000 円)×率	43.1/1000	43.43/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率		
	福 祉 (福祉事業に関する経費)	給料(上限 1,210,000 円)×率	1.41/1000	1.41/1000
		期末勤勉等(上限年 5,400,000 円)×率		
	介 護 (介護納付金の納付に要する経費)	—	5.21/1000	5.21/1000
		—		
追 加 (恩給法等適用者の不足補填経費)	(標準報酬月額(上限 620,000 円)×12 月)×率	—	40.6/1000	
合 計	標準報酬月額×率	143.61/1000	225.003/1000	
	標準期末手当等×率			
特 別 区 職 員 互 助 組 合		給料×率	1.7/1000	0
東京都教職員互助会(幼稚園教諭加入)		給料×率	1.3/1000	3.9/1000

(3) 中野区職員互助会の会員会費と区負担額

(単位:千円)

会費・負担金 年 度	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (予算)
会 費 (職員負担)	42,580	41,533
区負担金 (事業主負担)	23,786	21,408

※平成19年度から区負担金を財源とする事業の余剰金が生じた際は、区へ返還する精算方式を実施しています。

① 互助会会員数（平成28年4月1日現在）2,321人

② 会員一人に対する区負担金（平成28年度）9,223円（精算後変更になります。）

平成27年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験等

平成27年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

ア 受験資格等

採用区分		職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	資格・免許		その他
Ⅰ類		事務	有	22歳以上 28歳未満			・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。 ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
		土木造園（土木）					
		土木造園（造園）					
		建築					
		機械					
		電気					
		福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人		
		衛生監視（衛生）	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
		衛生監視（化学）					
	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師			
Ⅲ類	事務	有	18歳以上 22歳未満			・活字印刷文による出題に対応できる人	
（注1） 身障	事務	有	18歳以上 28歳未満	・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人 ・通常の勤務時間に対応できる人 ・活字印刷文による出題に対応できる人			
経験者 2級職		事務	有	28歳以上 32歳未満	4の民間 年業間 以上 業務企 上 従業 事等 歴で		・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。
		土木造園（土木）			当該職種に関係する業務に従事		
		建築					
経験者 3級職	（主任主事Ⅰ）	事務	有	32歳以上 37歳未満	8の民間 年業間 以上 業務企 上 従業 事等 歴で		
		土木造園（土木）			当該職種に関係する業務に従事		
	建築						
	（主任主事Ⅱ）	事務		37歳以上 46歳未満	1の民間 3年 業務企 上 従業 事等 歴で		
		土木造園（土木）			当該職種に関係する業務に従事		

（注1）身体障害者を対象とする採用選考の略

イ 日 程

区 分	I 類採用試験 【一般方式】	I 類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	身体障害者を 対象とする採用選考
告 示	3月12日	6月11日	6月11日	6月11日	7月10日
第1次試験・選考 (筆記)	6月7日	9月6日	9月13日	9月6日	9月13日
第1次合格発表	7月22日	10月14日	10月20日	10月14日	10月7日
第2次試験・選考 (面接)	8月5日～8月15日	10月24日・25日	10月30日	10月31日・11月1日	10月19日・ 11月2日
第2次合格発表	—	—	—	11月12日	—
第3次試験・選考 (面接)	—	—	—	11月21日～11月29日	—
最終合格発表	8月24日(技術系) 8月31日(技術系以外)	11月13日	11月13日	12月7日	11月13日

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気の試験区分

ウ 実施状況

単位：人

採用区分			職 種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数				
				27年度	26年度	比 較 増△減	27年度	26年度	比 較 増△減	27年度	26年度	比 較 増△減		
Ⅰ 類 【一般方式】			事 務	12,534	16,078	△ 3,544	9,712	12,906	△ 3,194	1,739	1,668	71		
			土 木 造 園 (土 木)	502	436	66	375	324	51	160	137	23		
			土 木 造 園 (造 園)	67	80	△ 13	47	68	△ 21	19	31	△ 12		
			建 築	177	175	2	138	140	△ 2	79	90	△ 11		
			機 械	94	144	△ 50	69	108	△ 39	31	46	△ 15		
			電 気	172	170	2	106	107	△ 1	49	51	△ 2		
			福 祉	485	442	43	375	370	5	103	85	18		
			衛 生 監 視 (衛 生)	202	233	△ 31	158	171	△ 13	51	46	5		
			衛 生 監 視 (化 学)	78	129	△ 51	41	81	△ 40	6	10	△ 4		
			保 健 師	408	391	17	325	323	2	101	88	13		
			小 計	14,719	18,278	△ 3,559	11,346	14,598	△ 3,252	2,338	2,252	86		
Ⅰ 類 【土木・建築新方式】			土 木 造 園 (土 木)	340	302	38	120	143	△ 23	42	51	△ 9		
			建 築	173	183	△ 10	94	106	△ 12	34	45	△ 11		
			小 計	513	485	28	214	249	△ 35	76	96	△ 20		
Ⅲ 類			事 務	3,589	3,664	△ 75	2,778	2,996	△ 218	353	334	19		
身体障害者を対象とする採用選考			事 務	78	90	△ 12	60	66	△ 6	26	24	2		
経験者			2 級 職	事 務	1,351	1,280	71	1,015	1,000	15	134	128	6	
				土 木 造 園 (土 木)	38	32	6	31	21	10	14	10	4	
				建 築	44	53	△ 9	34	43	△ 9	17	27	△ 10	
				小 計	1,433	1,365	68	1,080	1,064	16	165	165	0	
			3 級 職	(主任主事Ⅰ)	事 務	809	868	△ 59	607	641	△ 34	41	40	1
					土 木 造 園 (土 木)	19	35	△ 16	16	27	△ 11	5	11	△ 6
					建 築	42	37	5	38	22	16	7	9	△ 2
					機 械	—	—	0	—	—	0	—	—	0
					電 気	—	—	0	—	—	0	—	—	0
					小 計	870	940	△ 70	661	690	△ 29	53	60	△ 7
			3 級 職	(主任主事Ⅱ)	事 務	614	615	△ 1	448	453	△ 5	13	6	7
					土 木 造 園 (土 木)	—	47	△ 47	—	36	△ 36	—	3	△ 3
					小 計	614	662	△ 48	448	489	△ 41	13	9	4
合 計				21,816	25,484	△ 3,668	16,587	20,152	△ 3,565	3,024	2,940	84		

(2) 採用選考等

平成27年度人事委員会が実施した中野区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 医療専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	1 人

イ 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0 人
係長職	0 人
総括係長	0 人
課長級	2 人
統括課長	0 人
部長級	0 人

(3) 管理職選考

ア 受験資格等

○ I 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－主任主事の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II 類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人。

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況（合格者決定）

○Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（Ａ）			口頭試問進出者数（Ｂ）			合格者数（Ｃ）			合格率（Ｃ／Ａ）		
		平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減
Ⅰ類	事 務	338	338	0	180	175	5	90	92	△ 2	26.6	27.2	△ 0.6
	技術Ⅰ	46	42	4	20	18	2	13	12	1	28.3	28.6	△ 0.3
	技術Ⅱ	34	40	△ 6	14	24	△ 10	13	18	△ 5	38.2	45.0	△ 6.8
	技術Ⅲ	36	27	9	6	8	△ 2	4	5	△ 1	11.1	18.5	△ 7.4
	技術計	116	109	7	40	50	△ 10	30	35	△ 5	25.9	32.1	△ 6.2
	小 計	454	447	7	220	225	△ 5	120	127	△ 7	26.4	28.4	△ 2.0
Ⅱ類	事 務	82	81	1	64	68	△ 4	43	41	2	52.4	50.6	1.8
	技 術	22	23	△ 1	16	14	2	16	14	2	72.7	60.9	11.8
	小 計	104	104	0	80	82	△ 2	59	55	4	56.7	52.9	3.8
合計		558	551	7	300	307	△ 7	179	182	△ 3	32.1	33.0	△ 0.9

○Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（Ａ）			口頭試問進出者数（Ｂ）			合格者数（Ｃ）			合格率（Ｃ／Ａ）		
		平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減
Ⅰ類 （全部）	事 務	200	203	△ 3	82	84	△ 2	44	51	△ 7	22.0	25.1	△ 3.1
	技術Ⅰ	24	24	0	7	6	1	6	5	1	25.0	20.8	4.2
	技術Ⅱ	19	25	△ 6	6	15	△ 9	6	11	△ 5	31.6	44.0	△ 12.4
	技術Ⅲ	18	13	5	1	3	△ 2	1	2	△ 1	5.6	15.4	△ 9.8
	技術計	61	62	△ 1	14	24	△ 10	13	18	△ 5	21.3	29.0	△ 7.7
	合 計	261	265	△ 4	96	108	△ 12	57	69	△ 12	21.8	26.0	△ 4.2

○Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（Ａ）			口頭試問進出者数（Ｂ）			合格者数（Ｃ）			合格率（Ｃ／Ａ）		
		平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減	平成27年度	平成26年度	増減
Ⅰ類 （免除）	事 務	138	135	3	98	91	7	46	41	5	33.3	30.4	2.9
	技術Ⅰ	22	18	4	13	12	1	7	7	0	31.8	38.9	△ 7.1
	技術Ⅱ	15	15	0	8	9	△ 1	7	7	0	46.7	46.7	0.0
	技術Ⅲ	18	14	4	5	5	0	3	3	0	16.7	21.4	△ 4.7
	技術計	55	47	8	26	26	0	17	17	0	30.9	36.2	△ 5.3
	合 計	193	182	11	124	117	7	63	58	5	32.6	31.9	0.7

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

選考 区分	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
	A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事 務	456	149	110	197	126	31	15	80	27.6	20.8	13.6	40.6
技術Ⅰ	60	17	12	31	17	3	2	12	28.3	17.6	16.7	38.7
技術Ⅱ	48	13	7	28	19	3	2	14	39.6	23.1	28.6	50.0
技術Ⅲ	57	16	9	32	17	3	3	11	29.8	18.8	33.3	34.4
技術計	165	46	28	91	53	9	7	37	32.1	19.6	25.0	40.7
計	621	195	138	288	179	40	22	117	28.8	20.5	15.9	40.6

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち合格にいたらなかった人。

3 分割とは、分割受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第3項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成27年は、10月13日に23区の各区議会議員及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年の勧告のポイント〕

◇ 月例給、特別給ともに引上げ

1 月例給

○公民較差（1,413円、0.35%）を解消するため、給料表及び扶養手当を改定

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

○年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.2月→4.3月）、勤勉手当に割振り

◎ 職員の平均年間給与は、約6万5千円増

職員の給与に関する報告（意見）・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（平成27年4月）

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
57,290 人	30,735 人	400,154 円	42.0 歳

2 民間給与実態調査の内容（平成27年4月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,091民間事業所を实地調査（調査完了775事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
401,567 円	400,154 円	1,413 円（0.35%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.32 月分	4.20 月	0.12 月

II 改定の内容

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引上げ

- ・ 管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4級以上の級において引上げを強め、6級以上の級においては更に強めた引上げ
- ・ 任用資格基準等を考慮し、全ての級において、一部号給の引上げを強める
- ・ I類初任給については、国の状況及び民間事業所の動向を考慮して据置き、Ⅲ類初任給については、国の状況等を踏まえて引上げ

(2) その他の給料表等

- ・ その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・ 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員に準じた改定

2 扶養手当

- ・ 国、他の地方公共団体及び民間の支給状況等を踏まえ、扶養親族である子等に係る手当の月額を 500 円引き上げ、6,000 円に改定

3 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.1 月引上げ
- ・ 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り

（参考 1）公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
947 円	231 円	235 円	1,413 円

（参考 2）改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,545 千円	約 6,610 千円	約 65 千円

（参考 3）モデルケースによる試算

○ケース 1 係員（1級 29 号給、22 歳）

扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
244,440 円	244,440 円	0 円	3,847 千円	3,868 千円	21 千円

○ケース 2 係長（4級 61 号給、40 歳）

扶養手当：配偶者、子 2 人（教育加算無）、住居手当：無

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
441,240 円	444,360 円	3,120 円	7,222 千円	7,315 千円	93 千円

○ケース 3 課長（6級 69 号給、45 歳）

扶養手当：配偶者、子 2 人（教育加算無）、住居手当：無

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
627,960 円	632,400 円	4,440 円	10,219 千円	10,355 千円	136 千円

○ケース 4 部長（8級 55 号給、50 歳）

扶養手当：配偶者、子 2 人（内教育加算 1 人）、住居手当：無

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
750,960 円	755,400 円	4,440 円	12,321 千円	12,473 千円	152 千円

4 実施時期等

- ・ 給料表及び扶養手当の改定は、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して実施
- ・ 特別給については、改正条例の公布の日から実施

Ⅲ 今後の給与制度

1 職務・職責に応じた給与体系の確立

- ・ 職務の複雑性や責任の度合いに応じた給与水準を設定していくため、管理職及び係長職について処遇の改善を継続
- ・ 新たな人事制度の検討状況を踏まえ、職務・職責に応じた給与体系の確立に向け、給与構造・制度について検討が必要

2 人事評価の給与への適正な反映

(1) 勤勉手当制度

- ・ 管理職員その他の既に一律拋出割合が適用されている職員については速やかにその引上げを行うとともに、適用範囲を全職員に拡大することが必要
- ・ 各区においては、人事評価に基づき、引き続き制度の本旨を踏まえ、適切に運用を図っていくことが必要

(2) 昇給制度

- ・ 人事評価の適正な反映及び長期的効果の観点から、国及び他の地方公共団体の動向を注視し引き続き検討。各区において組織の活力の向上に資するよう適切な運用が必要

(3) 降給の導入

- ・ 公務の能率の維持及び適正な運営の確保の観点から、法改正に伴い分限事由の明確化等が行われることを契機として、分限処分における降給を速やかに導入することが必要

3 マンパワーの活用に資する給与の設定

(1) 50 歳台の給与のあり方

- ・ 雇用と年金の接続に係る給与のあり方を見据え、国や他の地方公共団体の動向及び民間の賃金事情も注視しつつ、特別区における給与構造・制度全体の検討の中で引き続き検討

(2) 再任用職員の給与

- ・ 国と同様に、特別区内の民間事業所における再雇用者の給与水準についても、公的年金の支給の有無による差異はないとする事業所が大半
- ・ 引き続き国における今後の検討状況や民間の動向を注視するとともに、各区における再任用制度の運用状況等の把握に努める

Ⅳ その他

1 区費負担の学校教育職員の給与制度

- ・ 東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当

2 幼稚園教育職員の給与制度

- ・ 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正や国における就学前教育のあり方の検討状況等を踏まえ、適切に対応することが必要

3 扶養手当

- ・ 配偶者に係る扶養手当について、国や他の地方公共団体の動向及び民間の支給状況を踏まえ、検討していくことが必要

人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

I 人事制度の整備

1 有為な人材の確保

(1) 採用環境の変化に対応できる採用制度

- ・ 「自ら考え行動する」職員を引き続き確保するため、採用環境の変化に迅速に対応し、様々な角度から適切な見直しを行っていくことが極めて重要
- ・ 新たな試験制度の効果について検証、あわせて、上限年齢等の受験資格要件の改正について任命権者と検討。経験者採用制度の改正についても検討

(2) 受験者獲得策の戦略的な展開

- ・ 特別区の技術系職種の仕事の魅力を発信する取組を着実に推進するとともに、新聞PR記事の掲載等、新たな周知手段を開拓
- ・ 各区のインターンシップの実施状況を把握し、研究を推進

2 人材の育成

(1) 次代を担う「職員」の育成

① 新たな人事評価制度の適切な実施

- ・ 任命権者は、区の人事評価制度を検証して必要な整備を行うとともに、標準的な職・標準職務遂行能力を設定し、人事管理の基礎として実施するための取組の推進が必要
- ・ 研究報告書に対する任命権者の意見を集約し、取組状況を把握した上で、支援を継続

② 中長期的な人材育成の取組

- ・ キャリア・パスのあり方を検討するに当たり、基礎調査を実施したところ、多くの区が肯定的な評価であり、中長期的な人材育成の取組として有効であることを確認
- ・ 今後、キャリア・パスについて研究を進め、その結果を報告書としてまとめることで任命権者の取組を支援

③ 女性職員の活躍推進における総合的かつ継続的な取組

- ・ 男女を問わず全ての職員が能力を最大限に発揮できる職場を目指す任命権者の取組について、引き続きフォローアップを行い、支援していくことで、職員のワーク・ライフ・バランスの実現と公務能率の向上を図る

(2) 昇任選考を通じた人材育成を推進するための仕組みづくり

① 管理職確保策の推進

- ・ 今後はベテランの監督職についても、その経験と能力を最大限に活かすことができるように検討を進めていくことが必要
- ・ 昇任選考をはじめとする管理職の人事制度について引き続き検討を推進

② 係長職確保策の検討

- ・ 任命権者において、新たな人事・給与制度の検討の中で、係長職を補佐する職のあり方を手始めに、各昇任選考のあり方についても併せて検討していくことが必要
- ・ 任命権者と密接に連携し、あらゆる角度から組織の中核である係長職の確保に向けた対応を図る

3 人材の活用

(1) 新たな人事・給与制度の構築

- ・ 任命権者は、改正地方公務員法の趣旨を十分に踏まえ、職務と職責を明確化し、住民に対する説明責任を果たしていくことが必要
- ・ 任命権者の検討を十分に踏まえ、新たな人事・給与制度のあり方について検討を継続

(2) 早期選抜による若年層職員の活用

- ・ 今後も任命権者と連携し、早期選抜による若年層職員の活用について検討を推進

(3) 再任用職員の能力活用等

- ・ 実態調査を実施し、職員構成の推移を見極めながら、再任用職員を含めた職員全体のモチベーションの維持・向上について研究を推進

Ⅱ 勤務環境の整備

1 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 任命権者には、一層の制度の周知及び適切な運用を図るとともに、男性職員の積極的な利用の促進等、職員の意識啓発に取り組み、女性職員の活躍推進にもつなげることを要望
- ・ 管理職員には、休業中の職員を円滑に職場復帰させるための働きかけ等、制度を利用しやすい環境づくりに努めることを要望
- ・ 本年人事院は、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充する旨を言及。
本委員会は、育児・介護のための時差勤務について効果を検証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた柔軟な働き方を推進するための取組等について調査研究

2 超過勤務の縮減等

(1) 超過勤務の縮減

- ・ 管理職員は、必要に応じて業務の分担を見直すとともに、職員の仕事の進捗状況を把握し適切な指導を行うなど、超過勤務の適正管理を図ることが必要
- ・ 任命権者は、引き続き全庁的な取組を徹底するとともに、限られた時間内で成果をあげる働き方を推進し、全ての職員の持てる力を有効に活用することが必要

(2) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 管理職員は、率先して計画的に年次有給休暇を取得するとともに、職員の計画的な取得を促すなど、休暇を取得しやすい雰囲気を醸成することが必要
- ・ 任命権者には、引き続き休暇を取得しやすい環境を整えることを要望

3 メンタルヘルスの推進

- ・ 任命権者においては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を確実に実施し、職場のメンタルヘルス対策を推進していくことが必要
- ・ パワー・ハラスメントについては、どのような行為を職場からなくすべきかを整理し、研修等を通じて管理監督者はもとより、全職員が認識を共有し、職場全体で未然防止の意識を高めることが必要

Ⅲ 公務員倫理の確立

- ・ 任命権者には、不祥事の組織的な再発防止への取組と職員の倫理意識の向上を図ることを要望
- ・ 管理職員は、職員との意思疎通を図るとともに、職務に対する責任感や意欲を高め、不祥事を未然に防止することが重要
- ・ 任命権者には、適正な情報管理や事務執行のため、不注意から生じる事故を未然に防ぐ対策の策定及び周知徹底を要望
- ・ 管理職員は、個々の職員にルールの遵守を徹底させるとともに、状況を把握し適切な指導を行うことが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成27年度中における中野区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	27年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成27年度中における中野区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	27年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
16	0	0	16	